

資料 2 - 1 動物取扱業に関する基準等（答申案）（諮問 3 ~ 7 関係）

第 1 登録基準

1 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱い関係

- (1) 事業所及び飼養施設の土地及び施設に関して、業の実施に必要な権原を有していること。
- (2) 販売業者及び貸出し業者にあつては、提出された書類の記載内容が、第 2 登録の遵守基準中に規定する基準（以下に掲げる事項に限る。）に適合していること。

参考「第 2 登録の遵守基準（抜粋）」

- (1) 動物を顧客、取引きの場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体と同じ種類の餌を自力で食べることができるようになった個体を販売に供すること（哺乳類に属する動物以外の動物にあつてはこの限りでない。）

販売業者及び貸出し業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった個体を販売又は貸出しに供すること。

販売業者及び貸出し業者にあつては、二日間以上にわたって動物の状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外見上判別できるものに限る。）を目視によって観察し、動物の健康上の問題のあることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

- (3) 動物の適正な飼養又は保管の方法等についての説明は、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、販売をしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者間における販売にあつては、口からりまでに掲げる情報については必要に応じて説明すれば足りる。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 平均寿命等飼養期間に係る情報

ニ 飼養施設の構造及び規模

ホ 給餌及び給水の方法

ヘ 運動及び休息の方法

ト 動物に係る主な人と動物の共通感染症その他の疾病の種類及びその予防方法

チ 不妊又は去勢の方法及びその費用その他みだりな繁殖を制限する措置（哺乳類に属する動物以外の動物である場合又は不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合にあってはこの限りでない。）

リ 遺棄の禁止その他その動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ヌ 性別の判定結果

ル 生年月日（輸入等をされた個体であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）

ヲ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物以外の動物にあってはこの限りでない。）

ワ 生産地等

カ 所有者の氏名（自己の所有に係らない動物を販売しようとする場合に限る。）

コ その動物の病歴、ワクチンの接種状況等

ク その動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聞き取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

ケ イからタまでに掲げるほか、その個体の適正な飼養又は保管の方法

販売業者にあつては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

貸出し業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の状態及び特性に関する情報を提供すること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 給餌及び給水の方法

ニ 運動及び休息の方法

ホ 主な人と動物の共通感染症その他その動物に係る疾病の種類及びその予防方法

ヘ 性別の判定結果

ト 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物以外の動物にあってはこの限りでない。）

チ 当該動物のワクチンの接種状況

リ イからチまでに掲げるほか、当該動物の適正な飼養又は保管の方法

に掲げる販売時の説明及び確認並びに に掲げる貸出し時の情報提供の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。

(3) 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所の専属の動物取扱責任者として配置されていること。

(4) 顧客に対し、動物の取扱方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が事業所に配置されているものであること。

行おうとする動物取扱業の業種ごとに別表下欄に定める業種に係る半年以上の実務経験があること。

行おうとする動物取扱業の業種に係る知識及び技術を一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

公平性及び専門性をもった試験を行う団体が行う客観的な審査により行おうとする動物取扱業の業種に係る知識及び技術の習得の証明を得ていること。

- (5) 事業所外で顧客に対し動物の取扱方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

行おうとする動物取扱業の業種ごとに別表下欄に定める業種に係る半年以上の実務経験があること。

行おうとする動物取扱業の業種に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

公平性及び専門性をもった試験を行う団体が行う客観的な審査により行おうとする動物取扱業の業種に係る知識及び技術の習得の証明を得ていること。

- (6) 業務の内容及び実施の方法にかんがみ、業に供する動物を適正に取り扱うために必要と認められる飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する準備があること。

2 飼養施設及び設備の構造、規模並びに管理関係

- (1) 飼養施設等は、業の実施に必要な次の設備等を備えるものであること。

ケージ等(動物の飼養又は保管をするおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。)
照明設備(営業時間が日中のみである等必要のない場合にあってはこの限りでない。)

給水設備

排水設備

洗浄設備(飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。)

消毒設備(飼養施設、設備等を消毒するための消毒槽、消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。)

汚物、残さ等の廃棄物を集積する設備

動物の死体の一時保管場所

餌の保管設備

清掃用具の保管設備

空調設備(屋外施設にあってはこの限りでない。)

遮光及び風雨を遮るための設備(ケージ等が全て屋内にある等必要のない場合にあってはこの限りでない。)

訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業者以外にあってはこの限りでない。)

- (2) 飼養施設及びこれに備える設備は、業務の実施上必要な規模を確保しているものであること。

- (3) 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施上必要な空間を確保しているも

のであること。

(4) 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。

耐水性がなく洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。

床は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。

側面及び天井については、常時、採光及び通気が確保される構造であること。ただし、傷病動物である等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられているものであること。

動物によって容易に損壊されることのない構造であること。

(5) 規模及び構造が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。

別表

営もうとする業種	営もうとする業種に関連して、実務経験があると認められる業種
販売	販売、貸出し
保管	販売、保管、貸出し、訓練、展示
貸出	販売、貸出し
訓練	訓練
展示	展示

飼養施設を持たない業の形態に係る実務経験は、飼養施設を有して業を行う場合における実務経験とは異なるものとして取扱うこととする。

第2 登録の遵守基準

1 飼養施設及び設備の規模、構造等

飼養施設及びこれに備える設備の規模、構造等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ケージ等に、給餌及び給水に係る設備を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事業がある場合にあってはこの限りでない。
- (2) ケージ等にふん尿の受け皿を備え、又は床敷き等のふん尿対策の措置を講じること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (3) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
- (4) 動物の鳴き声等により周辺的生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための設備を備えること。
- (5) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺的生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物を処理する密閉容器等を備えること。
- (6) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生し、又は侵入するおそれがある場合にあっては、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うための構造及び設備を備えること。
- (7) ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有した規模とすること。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有した規模とすること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (8) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。
- (9) 飼養施設並びにケージ等及び訓練場の床面、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質であること。
- (10) 飼養施設並びにケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とし、必要に応じて施錠設備を備えること。
- (11) 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

2 飼養施設及び設備の管理

飼養施設及びこれに備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等の廃棄物を適正に処理し、衛生管理上及び周辺的生活環境の保全上の支障が生じないように清潔を保つこと。
- (2) ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、自然草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (3) 保管業者及び訓練業者にあっては、前号に掲げるほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- (4) 一日一回以上の巡回を行い、保守点検を行うこと。
- (5) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。
- (6) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛又は羽毛の飛散等により周辺的生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部の管理に万全を期すこと。
- (7) 動物が逸走しないよう、飼養施設の管理に必要な措置を講じること。

3 動物の管理

動物の管理の方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあっては、離乳等を終えて成体と同じ種類の餌を自力で食べることができるようになった個体を販売に供すること（哺乳類に属する動物以外の動物にあってはこの限りでない。）

販売業者及び貸出し業者にあっては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった個体を販売又は貸出しに供すること。

販売業者及び貸出し業者にあっては、二日間以上にわたって動物の状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外見上判別できるものに限る。）を目視によって観察し、動物の健康上の問題のあることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

販売業者、貸出し業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認められた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

(2) 飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的に当該ケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつてはこの限りでない。

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに事業所において動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。

ケージ等に入れる動物の種類及び数は、その構造及び規模に見合ったものとする。

動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。

動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。

走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

幼齢な犬、ねこ等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が取れるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟等と共に飼養又は保管をすること。

保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。

動物の死体は、速やかに適正に処理すること。

動物の鳴き声、臭気等の発生、動物の毛又は羽毛の飛散及びねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地内に立地している場合にあつては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等により、周辺的生活環境を著しく損なわないよう、動物の管理に万全を期すこと。

動物が逸走しないように動物の管理に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸又は訓練等をさせる場合には、動

物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸及び訓練等が過酷なものとならないようにすること。

貸出し業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影等の貸出し先における利用の時間、環境等を適切なものとし、動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

一日一回以上の巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保存すること。

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、野生動物等を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

(3) 動物の適正な飼養又は保管の方法等についての説明は、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、販売をしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者間における販売にあつては、口からりまでに掲げる情報については必要に応じて説明すれば足りる。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 平均寿命等飼養期間に係る情報

ニ 飼養施設の構造及び規模

ホ 給餌及び給水の方法

ヘ 運動及び休息の方法

ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物に係る疾病の種類及びその予防方法

チ 不妊又は去勢の方法及びその費用その他みだりな繁殖を制限する措置（哺乳類に属する動物以外の動物である場合又は不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合にあつてはこの限りでない。）

リ 遺棄の禁止その他その動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ヌ 性別の判定結果

ル 生年月日（輸入等をされた個体であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）

ヲ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物以外の動物にあつてはこの限りでない。）

ワ 生産地等

カ 所有者の氏名（自己の所有に係らない動物を販売しようとする場合に限る。）

ヨ その動物の病歴、ワクチンの接種状況等

タ その動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ関係者からの聞き取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

レ イからタまでに掲げるほか、その動物の適正な飼養又は保管の方法
販売業者にあつては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した証明書を顧客に交付すること。また、当該個体の仕入先から受け取った証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

貸出し業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の状態及び特性に関する情報を提供すること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 給餌及び給水の方法

ニ 運動及び休息の方法

ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物に係る疾病の種類及びその予防方法

ヘ 性別の判定結果

ト 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物以外の動物にあつてはこの限りでない。）

チ 当該動物のワクチンの接種状況

リ イからチまでに掲げるほか、当該動物の適正な飼養又は保管の方法
販売業者にあつては、販売に供している動物を顧客が目視により確認できるようにすること。また、各動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時等の標準体重及び標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 性別の判定結果

ニ 生年月日（輸入等された個体であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）

ホ 生産地等

ヘ 所有者の氏名自己の所有に係らない動物を販売しようとする場合に限る。）

に掲げる販売時の説明及び確認並びに に掲げる貸出し時の情報提供の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。

- （４）飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。
新たな動物を飼養施設に導入するに当たっては、当該動物が健康であることを目視又は顧客等からの聞き取りにより確認することとし、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。

飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

(5) 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者、貸出し業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖等をさせないこと。ただし、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

販売業者、貸出し業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、その繁殖の回数を適切なものとする。

販売業者、貸出し業者及び展示業者にあつては、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえ、計画的な繁殖を行うようにすること。また、必要に応じて、繁殖を制限するための措置を講じること。

販売業者、貸出し業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。

(6) 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても同様とする。

確実に固定する等により、衝撃による輸送施設の転倒を防止するための措置を講じること。

輸送中は、常時、動物の状態を目視により確認できる設備及び体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

輸送する動物の種類及び数は、輸送施設の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。

輸送施設は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとする。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

輸送施設は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるように環境を管理すること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るため

の特別な事情がある場合は、この限りでない。

動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

輸送中の衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。

- (7) 動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び有効期限並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

- (8) 飼養又は保管に係る職員の体制は、次に掲げるとおりとすること。

法第二十二條第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。

- (9) その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況（動物の種類、数、生年月日、取引年月日、病歴、相手方の氏名及び連絡先、動物取扱業登録の有無等）について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。

動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与える努力をすること。殺処分しなければならない場合にあっては、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

動物の仕入れ、販売等動物の取引を行うに当たっては、その相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行わないこと。

第3 標識の掲示

標識の掲示は、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあっては、 から までに掲げる事項を記載した標識を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

氏名（法人にあっては名称）

事業所の名称及び所在地

動物取扱業の種別

登録番号

登録年月日及び有効期限

動物取扱責任者の氏名

第4 - 1 動物取扱責任者の選任

動物取扱責任者は、以下の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

(1) 事業所における動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識に関する指導を行う能力を有すること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

業種ごとに別表下欄に定める業種に係る半年以上の実務経験があること。

当該業に係る知識及び技術を一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

公的団体又はこれに準ずる団体が行う試験等客観的な審査による当該業に係る知識及び技術の習得の証明を得ていること。

参考 「第1 登録の拒否基準（抜粋）」

(3) 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所の専属の動物取扱責任者として配置されていること。

(4) 顧客に対し動物の取扱方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が事業所に配置されているものであること。

業種ごとに別表下欄に定める業種に係る半年以上の実務経験があること。

当該業に係る知識及び技術を一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

公的団体又はこれに準ずる団体が行う試験等客観的な審査による当該業に係る知識及び技術の習得の証明を得ていること。

第4 - 2 動物取扱責任者研修

- (1) 都道府県知事から動物取扱責任者研修の開催の通知を受けた動物取扱業者は、その旨を遅滞なく選任した動物取扱責任者に対して連絡しなければならない。
- (2) 動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、業の登録に係る都道府県知事の定める動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。
 - 一年に一回以上受けさせること。
 - 一回当たり三時間以上受けさせること。
 - 次に掲げる項目について研修を受けさせること。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
 - ロ 飼養施設の管理に関する方法
 - ハ 動物の管理に関する方法
 - ニ イからハに掲げるもののほか、動物取扱業の業務の実施に関すること。

参考 変更の届出が要らない軽微な事項

変更の届出が要らない軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ケージ等、給水設備及び排水設備、洗浄設備及び消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物を集積する設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃用具の保管設備、空調設備、遮光及び防風雨設備並びに訓練場の変更であって、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたとき（法第十四条第一項の規定による届出をしたときにあつては、その届出が受理された時。第二項において同じ。）から通算して、当該設備を備える飼養施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
 - 設備の新設及び増設
 - 現在の設備と同等以上の機能を有する設備への改設
 - 設備の配置の変更
- (2) 飼養施設の規模の増大に係る変更であって、法第十条第一項の登録を受けたときから通算して、延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
- (3) 飼養施設の構造の変更であって、現在の当該飼養施設と同等以上の機能を有する飼養施設への改設であるもの
- (4) 飼養施設の管理の方法の変更であって、清掃の回数以外のもの

参考 主な変更点

第1 登録の拒否基準

1 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱い関係

- (1) 業の実施に係る事業所及び飼養施設の土地及び施設に関して、業の実施に必要な権原を有していること。
- (2) 販売業者及び貸出し業者にあつては、提出された事業計画書書類の記載内容が、第2 登録の遵守基準中に規定する基準（以下に掲げる事項に限る。）に適合していること。

参考「第2 登録の遵守基準（抜粋）」

- (1) 動物を顧客、取引きの場所を提供する者等その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、離乳等を終えて、当該動物種成体と同じ種類の餌を自力で食べることができるようになった個体を販売に供するものであること（哺乳類に属する動物以外の動物にあつてはこの限りでないに限る。）

販売業者及び貸出し業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった個体を販売又は貸出しに供するものであること。

販売業者及び貸出し業者にあつては、二日間以上にわたって動物の状態（下痢、嘔おう吐、四肢の麻痺等外見上判別できるものに限る。）を観察し、動物の健康及び安全上の問題がないことを目視によって確認できた動物を販売又は貸出しに供するものであること。

- (3) 動物の適正な飼養又は保管の方法等についての説明は、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、契約に当たって、あらかじめ、販売をしようとする動物の生理、生態、及び習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、を行うために必要な次に掲げる当該その個体の状態及び特性及び状態に関する情報を、顧客に対して文書（電子磁的記録を含む。）をもって交付して説明するとともに、当該文書説明書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせるものであること。ただし、動物取扱業者間における販売にあつては、口からりまでに掲げる情報については必要に応じて説明すれば足りる。

イ 動物の種類品種等の名称

ロ 性成熟時の標準体重及び、標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 平均寿命等飼養期間に係る情報

ニ 飼養施設の構造及び規模

ホ 給餌及び給水の方法

- へ 運動及び休息の方法
- ト 当該動物種に起因する主な感染性の疾病に係る主な人と動物の共通感染症その他の疾病の種類及びその予防方法
- チ 不妊又は去勢の方法及びその費用その他の適正な飼養又は保管の方法みだりな繁殖を制限する措置（哺乳類に属する動物以外の動物である場合又は不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合にあってはこの限りでない。）（哺乳類に限る。）
- リ 当該動物に係る遺棄の禁止その他その動物に係るの関係法令の規定による規制の内容
- ヌ 性別の判定結果（判別が可能なものに限る。）
- ル 生年月日（輸入等をされた個体であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ヲ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物以外の動物にあってはこの限りでないに限る。）
- ワ 生産地等の生産情報
- カ （取次ぎ又は代理販売の場合は所有者の氏名を併記すること。）（自己の所有に係らない動物を販売しようとする場合に限る。）
- カヨ 当該その個体の病歴、並びにワクチンの接種状況等
- クダ 当該その個体の親及び同胎動物同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聞き取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- レ イからタまでに掲げるほか、その個体の適正な飼養又は保管の方法
販売業者にあつては、動物の売買の契約に当たつて、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った個体について、獣医師が発行した証明書を顧客に交付すること。
また、当該個体の仕入先から受け取った証明書がある場合には、これも併せて交付すること。
- 一 貸出し業者にあつては、契約に当たつて、貸出しをしようとする動物の生理、生態及び習性に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、を行うために必要な次に掲げる当該その個体の状態及び特性に関する情報を提供するものであること。
- イ 品種等の名称
- ロ 飼養施設の構造及び規模
- イハ 給餌及び給水の方法
- ハニ 運動及び休息の方法
- ニホ 当該動物種に起因する主な感染性の疾病に係る主な人と動物の共通感染症その他その動物に係る疾病の種類及びその予防方法
- へ 性別の判定結果
- ト 避不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物以外の動物にあってはこの限りでない。）
- チ 当該個体のワクチンの接種状況
- ホリ イからチまでに掲げるほか、当該動物のその他の適正な飼養又は保管の方法
- 一 及びに掲げる販売時の説明及び確認並びに に掲げる貸出し時の情報提供の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管するものであること。

(3) 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員をが当該事業所の専属の動物取扱責任者として配置されているものであること。

(4) 顧客と接するに對し、動物の取扱方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員はとして、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が事業所に配置されているものであること。ただし、いずれにも該当しない職員が、次の要件を満たす職員の立会いの下で顧客と接することを妨げない。

当該業行おうとする動物取扱業の業種ごとに別表下欄に定める業種に係る半年以上の実務経験があること。

行おうとする動物取扱業の当該業種に係る知識及び技術を一年間以上教育する学校等その他の教育機関を卒業していること。

公的団体又はこれに準ずる合議制の団体が行う試験等により客観的にな審査する仕組みを設けて実施するにより行おうとする動物取扱業の当該業種に係る知識及び技術の習得の証明を得ていること。

(5) 事業所外で顧客に對し動物の取扱方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

行おうとする動物取扱業の業種ごとに別表下欄に定める業種に係る半年以上の実務経験があること。

行おうとする動物取扱業の業種当該業に係る知識及び技術を一年間以上教育する学校等その他の教育機関を卒業していること。

公的団体又はこれに準ずる合議制の団体が行う試験等により客観的にな審査する仕組みを設けて実施するにより行おうとする動物取扱業の業種当該業に係る知識及び技術の習得の証明を得ていること。

(6) 業務の内容及び実施の方法にかんがみ、業に供する動物を適正に取り扱うために必要と認められる飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する準備があること。

2 飼養施設及び設備の構造、規模及び並びに管理関係

(1) 飼養施設等は、業の実施に必要な次の機能設備等を備えた場所を確保しているものであること。

動物の保管ケージ等(動物の飼養又は保管をするおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。)

必要に応じた照明設備(営業時間が日中のみである等必要のない場合にあってはこの限りでない。)

— 給水設備

— 排水設備

— 洗淨設備(飼養施設、設備、動物等を洗淨するための洗淨槽等をいう。以下同じ。)

— 消毒設備(飼養施設、設備等を消毒するための消毒槽、消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。)

— 動物及び器具の洗淨

- 汚物、残さ等の廃棄物の集積する設備
- 動物の死体の一時的保管場所
- 飼料餌の保管設備
- 清掃用具の保管設備
- 空調設備（屋外施設にあってはこの限りでないを除く。）
- 遮光のため及び風雨を遮るための及び防風雨設備（ケージ等が全て屋内にある等必要のない場合にあってはこの限りでない。）
- 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業者以外にあってはこの限りでないに限る。）

(2) 飼養施設及びこれに備える設備は、業務の実施上に必要な規模を次の設備を備える確保しているものであること。

- 個別保管設備
- 給水設備
- 汚物処理設備
- 飼料保管設備

(3) 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施上必要な空間を確保しているものであること。

(4) 飼養施設に備えるケージ等の個別保管設備は、次のとおりであること。

人工物を使用する場合は、金属、プラスチック、コンクリート、木材等の耐水性がなく洗淨が可能な耐水性の容易でない等衛生管理上問題のある材質を用いていないとすること。

床面が人工物である場合にあっては、その材質及び形状は、糞ふん尿等のが漏洩えいを遮断できるしない構造ものとするであること。

側面及び天井面の全部又は一部については、常時、採光及び通気が確保される構造とすること。ただし、傷病動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

床等に確実に固定する等により、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられているものであること。

動物によって容易に損壊されることのない構造であること。

(4.5) 規模及び構造が取り扱う動物の種類及び最大取扱数にかんがみ著しく適切を欠くものでないこと。

別表

<u>営もうとする業種</u>	<u>営もうとする業種に関連して、実務経験があると認められる業種</u>
<u>販売</u>	<u>販売、貸出し</u>
<u>保管</u>	<u>販売、保管、貸出し、訓練、展示</u>
<u>貸出</u>	<u>販売、貸出し</u>
<u>訓練</u>	<u>訓練</u>
<u>展示</u>	<u>展示</u>

飼養施設を持たない業の形態に係る実務経験は、飼養施設を有して業を行う場合における実務経験とは異なるものとして取扱うこととする。

第2 登録の遵守基準

1 飼養施設及び設備の規模、構造等

飼養施設のに備えられる設備の規模、構造等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ケージ等の個別保管設備には、給餌及び給水に係る設備を備えるとともに、こと。
ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事業がある場合にあってはこの限りでない。
- (2) ケージ等に糞ふん尿の受け皿処理設備を備えるか、又は床敷き等の糞ふん尿対策の措置がを講じられていること。ただし、一時的に飼養又は保管をする場合等の特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (~~2-3~~) ケージ等の個別保管設備には、動物の生態及び習性並びに飼養期間の長短に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
- (~~3-4~~) 動物の鳴き声等により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための設備を備えること。
- (~~4-5~~) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、臭気又は動物の毛等の飛散を軽減する空気清浄機等の設備、汚物の臭気を軽減する脱臭装置、汚物を処理する密閉容器等の設備等を備えること。
- (~~5-6~~) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生し、又は侵入するおそれがある場合にあっては、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うための構造及び設備を備えること。
- (~~6~~) 業の実施に必要な各種機能を備えた場所の床面積は、業の実施に必要とされる日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有した規模とすること。
- (7) ケージ等の個別保管設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有した規模とすること。また、飼養期間が長時間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有した規模とすること。ただし、傷病動物をの飼養又は若しくは保管をする場合し、又は動物を一時的に保管する場合等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (8) 飼養施設ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質であるとすること。
- (9) 飼養施設並びにケージ等及び訓練場の底面床面、内壁壁面、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質であること。

- (10) 飼養施設並びにケージ等及び訓練場は、飼養する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とし、必要に応じて施設設備を備えること。
- (11) 異種又は複数の動物を飼養する場合には、ケージ等の個別保管設備の構造若しくは配置又は同一の個別保管設備ケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

2 飼養施設及び設備の管理

飼養施設及びこれに備える設備の管理方法は、次に掲げるとおりところにより行うものとする。

- (1) 飼養施設は、定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等の廃棄物を適正に処理し、衛生管理上の支障及び周辺的生活環境の保全上の支障が生じないように清潔を保つこと。
- (2) ケージ等の個別保管設備については、清掃を一日一回以上の清掃を行い、残さ、糞尿汚物等は適切に処理すること。ただし、広大な自然草地等において利用した飼養又は保管設備であるをする等の特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (3) 保管業者及び訓練業者にあっては、前号に掲げるほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびに当該飼養施設ケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- (4) 飼養施設については、一日一回以上の巡回を行い、日常的な管理及び保守点検を行うこと。
- (5) 施設の清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。
- (6) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛又は羽毛の飛散等により周辺的生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部の管理に万全を期すこと。
- (7) 動物が逸走しないよう、飼養施設の管理に必要な措置を講じること。

3 動物の管理

動物の管理の方法は、次に掲げるとおりものとする。

- (1) 動物を顧客、取引きの場所を提供する者等その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。
販売業者にあっては、離乳等を終えて当該動物種成体と同じ種類の餌を自力で食べることができるようになった個体を販売に供するものであること（哺乳類に属する動物以外の動物にあってはこの限りでない限る。）

販売業者及び貸出し業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった個体を販売又は貸出しに供するものであること。

販売業者及び貸出し業者にあつては、二日間以上にわたつて動物の状態（下痢、嘔おう吐、四肢の麻痺等外見上判別できるものに限る。）を目視によって観察し、動物の健康及び安全上の問題がないことを目視によって確認できたのがあることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供するものであること。

販売業者、貸出し業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかからないよう、顧客等が危害を受けないよう、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかからないよう、顧客等に対して当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

~~販売業者にあつては、契約に当たつて、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種を行った個体について、獣医師が発行した証明書を顧客に交付すること。また、当該個体の住入先から受け取つた証明書がある場合には、これも併せて交付すること。~~

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が業の実施に供する動物にみだりに食物を与えることができないよう必要な措置を講ずること。顧客等が当該動物に食物を与えることを認める場合には、認められた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

(2) 飼養施設における飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

飼養施設及びケージ等の個別保管設備の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理の徹底策を講じた上で一時的に当該施設ケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつてはこの限りでない。

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに事業所において動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。

ケージ等の個別保管設備に入れる動物の種類及び数は、その構造及び規模に見合ったものとする。

動物の生理、生態、習性等に適した温度、照明明るさ、音、通風換気、湿度等が確保され、るよう及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。

飼養する動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、適切な餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

販売業者及び展示業者及び販売業者にあつては、長時間の連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。

走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難な個別保管設備ケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、そのことこれによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

幼齢な犬、ねこ等の社会化期(その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が取れるようになることをいう。以下同じ。)を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、必要に応じて適切な期間、親子又は同胎動物、兄弟等と共に飼養又は保管をすること。

保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間でのにおける感染症性の疾病のまん延や又は闘争の発生を防止するため、親子又は同胎動物、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。

汚物、残さ等の廃棄物及び動物の死体は、速やかに適正に処理すること。

動物の鳴き声、臭気等の発生、動物の毛又は羽毛の飛散及びねずみ、はえ、蚊のみその他の衛生動物の発生により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地内に立地している場合にあつては、長時間にわたる鳴き声、又は深夜における鳴き声等によるり、周辺的生活環境への影響が生じを著しく損なわないよう、動物、飼養施設の開口部等の管理に万全を期すこと。

動物が逸走しないように動物及び飼養施設の管理に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸又は訓練等をさせる場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸及び訓練等が過酷なものとならないようにすること。

貸出し業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影等の貸出し先における利用の時間、環境等を適切なものとし、動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

一日一回以上の巡回を行い、飼養又は保管する動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保存すること。

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、野生動物又はこれに類した動物等を業の実施に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえた、飼養可能性にかんがみを考慮して、適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、導入に当たっては、必要に応じた馴化措置を講じること。

(3) 動物の適正な飼養又は保管の方法等についての説明は、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、契約に当たって、あらかじめ、販売をしようとする動物の生理、生態、及び習性等に合致した適正な飼養又は保管を行うために必要なが行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該その個体の特性及び状態及び特性に関する情報を、顧客に対して文書(電子電磁的記録を含む。)をもって交付して説明するとともに、当該文書説明書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせるものであること。ただし、動物取扱業者間におけ

る販売にあつては、口からりまでに掲げる情報については必要に応じて説明すれば足りる。

イ 動物の種類品種等の名称

ロ 性成熟時等の標準体重及び、標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 平均寿命等飼養期間に係る情報

ニ 飼養施設の構造及び規模

ホ 給餌及び給水の方法

ヘ 運動及び休息の方法

ト 当該動物種に起因する主な感染性の疾病主な人と動物の共通感染症その他当該動物に係る疾病の種類及びその予防方法

チ 不妊又は去勢の方法及びその費用その他の適正な飼養又は保管の方法みだりな繁殖を制限する措置（哺乳類に属する動物以外の動物である場合又は不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合にあつてはこの限りでない。）（哺乳類に限る。）

リ 当該動物に係る遺棄の禁止その他のその動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ヌ 性別の判定結果（判別が可能なものに限る。）

ル 生年月日（輸入等をされた個体であつて、生年月日が明らかでないものについて場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等に代えることができる。）

ヲ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に限る。）

ワ 生産地等の生産情報（取次ぎ又は代理販売の場合は所有者の氏名を併記すること。）

カ 所有者の氏名（自己の所有に係らない動物を販売しようとする場合に限る。）

カヨ 当該その個体の病歴並びに、ワクチンの接種状況等

ヨタ 当該その個体の親及び同胎動物同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ（関係者からの聞き取り等により明らかになったよつても知ることが困難であるものに限るを除く。）

レ イからタまでに掲げるほか、その個体の適正な飼養又は保管の方法

販売業者にあつては、契約に当たつて、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った個体について、獣医師が発行した証明書を顧客に交付すること。また、当該個体の仕入先から受け取つた証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

一 貸出し業者にあつては、契約に当たつて、貸出しをしようとする動物の生理、生態、及び習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、行うために必要な契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げる当該その個体の状態及び特性に関する情報を提供するものであること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 給餌及び給水の方法

六二 運動及び休息の方法

三ホ 当該動物種に起因する主な感染性の疾病主な人と動物の共通感染症その他
当該動物に係るの疾病の種類及びその予防方法

ホ—その他の適正な飼養又は保管の方法

へ 性別の判定結果

ト 避不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物以外の動物にあってはこの限りでない。）

チ 当該個体のワクチンの接種状況

リ イからチまでに掲げるほか、当該個体の適正な飼養又は保管の方法

— 販売業者にあつては、販売に供している動物を顧客が目視により確認できるようにするものであること。また、各動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電子電磁的な記録を含む。）により表示するものであること。

イ 動物の種類品種等の名称

ロ 性成熟時等の標準体重及び標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 性別の判定結果

ニ 生年月日（輸入等された個体であつて、生年月日が明らかでないものについて場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等に代えることができる。）

ホ 生産地等の生産情報

へ 所有者の氏名（取次ぎ又は代理販売の場合は所有者の氏名を併記すること自己の所有に係らない動物を販売しようとする場合に限り。）

— 及び—に掲げる販売時の説明及び確認並びに—に掲げる貸出し時の情報提供の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管するものであること。

（４）飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。新たな動物を飼養施設に導入するに当たっては、当該動物が健康であることを外見による目視又は顧客等からの聞き取りにより確認することとし、それまでの間、必要に応じて他の飼養中の動物と接触させないようにすること。

飼養又は保管をする動物の疾病及びけが傷害の予防、寄生虫の防除予防又は駆除等日常的な健康管理に努めるを行うこと。

疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

動物が疾病にかかり、又は負傷し傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により飼養する動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

（５）動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者、展示貸出し業者及び貸出し展示業者にあつては、販売、展示貸出し又は貸出し展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題が生じさせるおそれのある動物（組合せを含む。）幼齢な動物又は、高齢な動物等を繁殖の用に供さないことし、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖等をさせないこと。ただし、希少な野生動物等

の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。

販売業者、展示貸出し業者及び貸出し展示業者にあっては、販売、展示貸出し又は貸出し展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、その繁殖の回数を適切なものとする。

販売業者、展示貸出し業者及び貸出し展示業者にあっては、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえ、計画的な繁殖を行うようにすること。また、必要に応じて、繁殖を制限するための措置を講じること。

販売業者、展示貸出し業者及び貸出し展示業者にあっては、販売、展示貸出し又は貸出し展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。

- (6) 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。輸送業他者に委託する場合であっても同様とする。

ケージ等の個別保管設備は、床等に確実に固定する等により、衝撃による輸送施設の転倒を防止するための措置が講じられていること。

輸送中は、常時、動物の状態を目視により確認できる設備や及び体制が確保されていること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

輸送する動物の種類及び数は、輸送施設施設の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数職員数に見合ったものであること。

ケージ等の個別保管輸送設備施設は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものであとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

輸送施設は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔が保たれていること。必要に応じて空調設備の配備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、照明明るさ、音、通風換気、湿度等が確保されるように環境を管理するが行われること。ただし、動物の生理、生態及び習性により、温度調整、換気等を行う必要がない場合並びに動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、適切な種類餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水が行われること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

輸送中の衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置が講じられること。

- (7) 動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。取次ぎ又は代理販売に係る広告を行う場合にあっては同様とする。

当該業に係る事業者の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種

別、登録番号及び並びに登録年月日(及び有効期限)並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実に反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の一過性の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を誇張過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

(8) 飼養又は保管に係る職員の体制は、次に掲げるとおりとすること。

—取り扱う動物の種類及び数並びに飼養施設の構造及び規模に見合った職員数を確保すること。

—法第二十二條第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修会において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。

(9) その他—動物の管理は次のに掲げる方法によること。

動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況(動物の種類、数、生年月日、取引年月日、病歴、相手方の氏名及び連絡先、動物取扱業登録の有無等)について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。

動物取扱業の廃止等により、業の実施の用に供する飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与える努力をすること。殺処分しなければならない場合等にあつては、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

毒へび等の有毒動物の飼養及び又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、—人の生命又は身体に対する侵害の防止に努めるを図ること。

動物を飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、非常食の準備餌の備蓄等の対策を講じること。

業の実施に当たり、—動物の仕入れ、販売等動物の取引を行うに当たっては、その相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取するよう努めし、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行わないこと。

第3 標識の掲示

標識の掲示は、次に掲げる方法により行うものとする。

~~(1)~~次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置の壁面に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあっては、次 から までに掲げる事項を記載した標識を、顧客と接するすべての職員について、その胸元部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

氏名（法人にあっては名称）

事業所の名称及び所在地

動物取扱業の種別

登録番号

登録年月日（~~及び有効期限~~）

動物取扱責任者の氏名

~~(2)~~(上記ただし書きに移動)

~~—氏名（法人にあっては名称）~~

~~—事業所の名称及び所在地~~

~~—動物取扱業の種別~~

~~—登録番号~~

~~—登録年月日（有効期限）~~

第4 - 1 動物取扱責任者の選任

動物取扱責任者は、以下の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

~~(1)~~(1) 動物取扱責任者研修において得た知識に関する習得指導を、当該事業所における動物取扱責任者以外のすべての職員に対して、動物取扱責任者研修において得た知識に関する指導を実施できる知識や技術を有していると認められる職員のうちから選任する行う能力を有すること。

~~(2)~~(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

当該業種ごとに別表下欄に定める業種に係る半年以上の実務経験があること。

当該業に係る知識及び技術を一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

公的団体又はこれに準ずる合議制の団体が行う試験等により客観的に審査する仕組みを設けて実施するによる当該業に係る知識及び技術の習得の証明を得てい

ること。

参考 「第1 登録の拒否基準(抜粋)」

- (3) 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員をが当該事業所の専属の動物取扱責任者として配置されているものであること。
- (4) 顧客と接するに対し動物の取扱方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員はとして、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が事業所に配置されているものであること。ただし、いずれにも該当しない職員が、一次の要件を満たす職員の立会いの下で顧客と接することを妨げない。

当該業種ごとに別表下欄に定める業種に係る半年以上の実務経験があること。

当該業に係る知識及び技術を一年間以上教育する学校等その他の教育機関を卒業していること。

公的団体又はこれに準ずる合議制の団体が行う試験等により客観的にな審査する仕組みを設けて実施するによる当該業に係る知識及び技術の習得の証明を得ていること。

第4 - 2 動物取扱責任者研修

- (1) [都道府県知事から](#)動物取扱責任者研修の開催の通知を受けた動物取扱業者は、その旨を遅滞なく選任した動物取扱責任者に対して連絡しなければならない。
- (2) 動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、業の登録に係る都道府県知事の定める動物取扱責任者研修を次に[掲げる方法定めるところ](#)により受けさせなければならない。
- 一年に一回以上[とする受けさせる](#)こと。
 - 一回当たりの[研修時間は三時間以上とすること受けさせる](#)こと。
 - [研修科目は次のとおりとすること次に掲げる項目について研修を受けさせる](#)こと。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
 - ロ [動物取扱業の飼養施設の管理に関する方法](#)
 - ハ [動物取扱業に係る動物の管理に関する方法](#)
 - ニ [その他イからハに掲げるもののほか、動物取扱業の業務の内容及び実施に関する](#)こと

参考 変更の届出が要らない軽微な事項

変更の届出が要らない軽微な事項は、次の各号のいずれかに該当するに[掲げる](#)ものとする。

- (1) [動物の飼養又は保管に係る設備ケージ等、給水設備及び排水設備、洗浄設備及び保管消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物を集積する設備、動物の死体の一次時保管場所、飼料餌の保管設備、清掃用具の保管設備、空調設備、遮光及び防風雨設備並びに訓練場](#)の変更であって、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、[法第十条第一項の登録時を受けたとき](#)（[法第十四条第一項の規定による届出をしたとき](#)にあっては、その届出が受理された時。第二項において同じ。）から通算して、当該設備を備える飼養施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
- 設備の新設及び増設
 - 現在の設備と同等以上の機能を有する設備への改設
 - 設備の配置の変更
- (2) 飼養施設（[設備を除く。](#)）の規模の増大に係る変更であって、[法第十条第一項の登録時を受けたとき](#)から通算して、延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
- (3) 飼養施設の構造の変更であって、現在の当該飼養施設と同等以上の機能を有する飼養施設への改設であるもの
- (4) 飼養施設の管理の方法の変更であって、[軽微である清掃の回数以外のもの](#)